

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の 一部を改正する政令案の概要

令和7年9月

環境省大臣官房環境影響評価課

1. 背景

第217回国会において成立した環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

（1）環境影響評価法施行令の改正

○環境影響評価に係る書類等の公開の期間について

後続事業者による効果的な環境影響評価の実施や、事業の透明性の向上による地域の理解醸成に資するため、改正法において、環境大臣が、事業者の同意を得た上で、政令で定める期間、環境影響評価に係る書類等（※）を公開できることとする規定を新設した。

※「環境影響評価に係る書類等」とは、配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書のことをいう。

これに伴い、政令で定める期間を

事業者の同意を得た日から起算して30年

とする規定を置くこととする。

当該期間の考え方は、次のとおり。

- ・ 環境影響評価法の対象となる事業種の一部については、後続事業者が、近接した地域での先行事業の環境影響評価の結果を参照しようとする場合、30年程度遡らなければならない場合があるため。
＜後続事業者による活用の観点＞
- ・ 風力発電事業については、環境影響評価手続の開始から設備の供用の終了までの期間を通算すると30年弱程度であることが一般的であるため。
＜事業の透明性の向上・地域の理解醸成＞

○その他

改正法において現行の環境影響評価法（平成9年法律第81号）第52条以降の規定を1条ずつ繰り下げたことに伴い、所要の改正を行う。

（2）電気事業法施行令の改正

改正法において現行の環境影響評価法第52条以降の規定を1条ずつ繰り下げたことに伴い、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第39条の表について、所要の改正を行う。

3. 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日予定）から施行する。